

**老人保健施設・短期入所療養介護
チェリーゴード**

重要事項説明書・利用契約書



令和7年2月

老人保健施設・短期入所療養介護チェリーゴード重要事項説明書

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人エフアイジイ福祉会
法人所在地	広島県安芸郡府中町柳ヶ丘 20 番 2 号
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 石田晃司
電話番号	082-508-0222 (代)

2 ご利用施設

施設の名称	老人保健施設チェリーゴード
開設年月日	平成 10 年 4 月 1 日
事業者指定番号	3 4 5 3 2 8 0 0 1 2
施設の所在地	広島県安芸郡府中町柳ヶ丘 20 番 18 号
施設長名	水野 芳隆
電話番号	082-508-0223 (代)
ファクシミリ番号	082-282-2319

3 ご利用施設であわせて実施する事業

【施設サービス】

- ・介護老人福祉施設
- ・地域密着型介護老人福祉施設

【居宅サービス】

- ・特定施設入居者生活介護 ・通所介護
- ・通所リハビリ ・短期入所生活介護
- ・特定施設入居者生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設併設短期入所生活介護 (ユニット型)
- ・訪問介護・居宅介護支援事業

4 事業の目的と運営の方針

事業の目的	(老人保健施設) この事業は、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活支援を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指すことを目的としています。
-------	--

	<p>す。</p> <p>(短期入所療養介護) この事業は、入所者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他必要な医療並びに日常生活支援を行うことにより、療養生活の質の向上及び入所者の家族の心身的及び精神的負担の軽減を図ることを目的としています。</p>
施設運営の方針	<p>当施設にあっては、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定介護保健施設サービスを提供するように努めます。また、明るく家庭的な雰囲気を作り、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。</p>

5 職員体制 (主たる職員)

	常 勤	非常勤
施設長	1 名	
医師	1 名	
看護職員	7 名	
薬剤師		1 名
介護職員	18 名	4 名
支援相談員	3 名	
地域支援相談員		1 名
理学療法士	3 名	
作業療法士	1 名	
管理栄養士	1 名	
介護支援専門員	2 名	
歯科衛生士		1 名
事務職員	2 名	
その他		2 名

6 入所定員・部屋

定 員	72名（うち短期入所療養介護定員含む）
-----	---------------------

〔居室等の概要〕

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として4人部屋ですが、個室など他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。（但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に添えない場合もあります。）

居室の・設備の種類	室 数	備 考
個室（1人部屋）	2室	従来型個室
2人部屋	14室	多床室
3人部屋	2室	多床室
4人部屋	9室	多床室
合 計	27室	

7 施設サービスの概要

（1）介護保険給付サービス

種 類	内 容
施設サービス計画の立案（短期入所の場合は、3日間を超える場合）	計画担当介護支援専門員は、入所者の有する能力、置かれている環境等の評価に基づき、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援するうえで解決すべき課題を適切な方法により把握し、当施設の他の従業者と協議のうえ、当施設の提供するサービスの目標、その達成時期、サービスの内容、サービスを提供するうえで留意すべき事項等を記載した施設サービス計画案を作成します。その後においても、施設サービス計画の実施状況を把握し、入所者からの変更依頼を含め、必要に応じて施設サービス計画の変更をします。
食 事	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養士の立てる献立表により、栄養と入所者の身体状況に配慮した食事を提供します。 ・食事はできるだけ離床して食堂で食べていただけるように配慮します。 （食事時間） 朝食 7:30 ～ 8:30 昼食 12:00 ～ 13:00 夕食 18:00 ～ 19:00 ※ 献立内容により、食事時間が多少前後します。

入浴	<ul style="list-style-type: none"> ・年間を通じて週2回の入浴または清拭を行います。 ・身体機能の低下があり、一般的な浴槽へ入れない方は、特殊浴槽を用いての入浴も可能です。
離床、着替え整容等	<ul style="list-style-type: none"> ・寝たきり防止のため、離床に配慮します。 ・生活のリズムを考え着替えを行うよう配慮します。 ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。 ・シーツ交換は、週1回実施します。
排泄	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・理学療法士または、理学療法士の指示のもと、看護介護職員が入所者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するようつとめます。
医学的管理・看護	<ul style="list-style-type: none"> ・診療は、一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行います ・診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をあげることができるよう適切な指導を行います。 ・常に入所者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 ・検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして妥当適切に行います。 ・入所者の病状からみて必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、協力病院その他適切な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じます。
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> ・当施設は、入所者及びそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 <p>(相談窓口) 支援相談員</p>
社会生活上の便宜	<ul style="list-style-type: none"> ・当施設では、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事等を企画します。

(2) 介護保険給付外サービス

サービスの種別	内 容
理髪・美容	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月1回 理美容店「カットみどり」の出張による理髪サービスを利用いただけます。

(理美容サービス：基本的には第2日曜日。但し、利用日が変更となることもあります)

8 利用料

(1) 法定給付

利 用 料	
介護報酬告示上の額施設介護サービス費の入所者負担割合と、居室と食事に係る自己負担額の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。また、入所者負担は、介護保険負担割合証でご確認ください。合計所得金額により負担割合が異なります。）	
①（施設サービス費）・・・1日につき（サービス提供加算・夜勤職員配置加算含む）	
・多床室	
要介護1・・・	9,415円
要介護2・・・	10,209円
要介護3・・・	10,909円
要介護4・・・	11,515円
要介護5・・・	12,069円
・従来型個室	
要介護1・・・	8,548円
要介護2・・・	9,331円
要介護3・・・	10,011円
要介護4・・・	10,606円
要介護5・・・	11,181円
※ 入所後30日間に限って、上記施設サービス費に1日につき初期加算（Ⅰ）627円または初期加算（Ⅱ）313円が加算されます。	
※ 入所時に1回加算されます。安全体制加算・・・209円/回	
※ 外泊された場合には、1日につき3,782円となります。ただし、外泊の初日と施設に戻られた日は、入所日同様の扱いとなり外泊扱いにはなりません。	
※ 外泊時に在宅サービスを利用された場合には、1日につき8,360円となります。	
○その他加算については下記の通りです。詳細は相談員にお聞き下さい。	
※ 集中リハビリテーションを行った場合	
① 短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	・・・2,696円/日
② 短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	・・・2,090円/日
③ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	・・・2,508円/日
④ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	・・・1,254円/日
⑤ リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅰ）	・・・553円/月
⑥ リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅱ）	・・・344円/月
※ 医師の指示に基づく経口移行を行った場合	
① 経口移行加算	・・・292円/日
② 経口維持加算（Ⅰ）	・・・4,180円/月
③ 経口維持加算（Ⅱ）	・・・1,045円/月
※ 療養食の場合 療養食加算・・・62円/回	
※ 入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して行った場合 栄養マネジメント強化加算・・・114円/日	
※ 緊急的な治療管理を行った場合 (1月に1回、連続する3日を限定とします。)	

- 緊急時治療管理・・・5,413円/日
- ※ 所定疾患施設療養費（Ⅰ）・・・2,497円/日
（1月に1回7日を限度とします。）
 - 所定疾患施設療養費（Ⅱ）・・・5,016円/日
（1月に1回10日を限度とします。）
 - ※ 入所時指導を行った場合には下記の料金が加算されます。
入所前後訪問指導加算（Ⅰ）・・・4,702円
入所前後訪問指導加算（Ⅱ）・・・5,016円
 - ※ 退所時指導を行った場合には下記の料金が加算されます。
 - ① 試行的退所時指導加算・・・4,180円
 - ② 退所時情報提供加算（Ⅰ）・・・5,225円
 - ③ 退所時情報提供加算（Ⅱ）・・・2,612円
 - ④ 入退所前連携加算（Ⅰ）・・・6,270円
 - ⑤ 入退所前連携加算（Ⅱ）・・・4,180円
 - ⑥ 訪問看護指示加算・・・3,135円
 - ※ 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に対する口腔ケアに関する技術的助言及び指導を行っている場合に加算されます。
口腔衛生管理加算（Ⅰ）・・・940円/日
口腔衛生管理加算（Ⅱ）・・・1,149円/月
 - ※ 退所時又は退所後、内服薬について主治の医師に報告した場合
 - ① かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）イ・・・1,463円/日
 - ② かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）ロ・・・731円/日
 - ③ かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）・・・2,508円/日
 - ④ かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅲ）・・・1,045円/日
 - ※ 退所時栄養情報連携加算・・・731円/回
 - ※ 再入所の場合
再入所時栄養連携加算・・・2,090円/回
 - ※ 褥瘡の管理を行った場合
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）・・・31円/月
 - ※ 排せつ支援をおこなった場合
排せつ支援加算（Ⅰ）・・・104円/月
 - ※ 自立支援をおこなった場合
自立支援促進加算・・・3,135円/月
 - ※ 科学的介護推進体制加算（Ⅰ）・・・418円/月
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）・・・627円/月
 - ※ 生産性向上推進体制加算（Ⅰ）・・・1045円/月
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）・・・104円/月
 - ※ 新興感染症等施設療養費・・・2,508円/月
 - ※ 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）・・・104円/月
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）・・・52円/月
 - ※ 協力医療機関連携加算（Ⅰ）522円/月（Ⅱ）52円/月
令和7年3月31日までは1,045円/月
 - ※ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）1月のつき所定単位×71/1000
尚上記加算は職員配置、改定等により変更される場合があります。

以上の金額は、端数は切捨てしていますので、月額計算をした場合若干の誤差がでてきます。

【短期入所療養介護の場合】（サービス提供加算・夜勤職員配置加算含む）

・多床室

要介護1・・・ 9,739円
 要介護2・・・ 1,0544円 要介護3・・・ 11,223円
 要介護4・・・ 11,829円 要介護5・・・ 12,445円

・従来型個室

要介護1・・・ 8,872円
 要介護2・・・ 9,645円 要介護3・・・ 10,324円
 要介護4・・・ 10,941円 要介護5・・・ 11,536円

※ 尚、短期入所療養介護費にまた個別リハビリテーション実施加算
 2,508円/日が加算されます。尚、療養食の場合は、83円/回が加算され
 ます。

※算定要件を満たしている重度の方は、重度療養管理加算として1,254円/
 日が加算されます。

※緊急時の受け入れとして算定要件を満たしている方は、緊急短期入所受入
 加算として940円/日（利用開始日から7日（やむを得ない事情がある場
 合14日）を限度として）が加算されます。

※ 緊急的な治療管理を行った場合（1月に1回、連続する3日を限定としま
 す。）、緊急時治療管理5,413円/日が加算されます。

※ 送迎加算・・・1,922円（片道）

※ 生産性向上推進体制加算（Ⅰ）・1045円/月

生産性向上推進体制加算（Ⅱ）・104円/月

※ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）1月のつき所定単位×71/1000

尚上記加算は職員配置、改定等により変更される場合があります。

以上の金額は、端数は切捨てしていますので、月額計算をした場合若干の
 誤差がでてきます。

②（居室に係る自己負担額）・・・1日につき

・多床室・・・・・・・・・・ 450円

・従来型個室・・・・・・・・ 1,800円

③（食事に係る自己負担額）・・・朝食 363円 昼食 620円 夕食 620円

利用時点で介護保険適応で ない等、法定代理受領でな い場合	介護報酬の告示上の額 （施設介護サービスの基準額と同じ）
-------------------------------------	---------------------------------

◇当施設の居住費・食費の負担額（ショートステイを含む）

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護
 を受けておられる方等の場合は、上限額（負担限度額）が定められていま
 す。負担限度額を超えた場合は、介護保険から支給されます。軽減を受け
 るためには、申請して「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けること
 が必要です。

(入所者負担段階)

負担段階	対象者		
第1段階	生活保護受給者		
第2段階	世帯の全員 (世帯を分離 している配偶 者を含む)が 市町民税非課 税	本人の年金収入額+その 他の合計所得金額が 年額 80 万円以下	かつ、預貯金等の合計 が 650 万円 (夫婦は 1,650 万円) 以下
第3段階①		本人の年金収入額+その 他の合計所得金額が 年額 80 万円超 120 万 円以下	かつ、預貯金等の合計 が 550 万円 (夫婦は 1,550 万円) 以下
第3段階②		本人の年金収入額+その 他の合計所得金額が 年額 120 万円超	かつ、預貯金等の合計 が 500 万円 (夫婦は 1,500 万円) 以下

		入所者負担額 (1日当たり)			
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
居 住 費	多床室	0円	430円	430円	430円
	従来型個室	550円	550円	1,370円	1,370円
食費 (施設)		300円	390円	650円	1,360円
食費 (短期入所サービス)		300円	600円	1,000円	1,300円

(2) 法定給付外のサービス

区 分	利 用 料
理容・美容サービス	実費
テレビリース	209円/日 テレビの持込みはできません。
持込電化製品	33円/日 (シェーバーは含みません。) 但し、施設長が認めたものに限り ます。詳細は、ご相談下さい。
特別な食事	・要した費用の実費
特別な居室	・2人部屋の場合：(1F・・・4室) 1日につき・・・1,100円
選択に基づく喫茶代	200円/日 ・午後1時半頃に、入所者がメニューから好きなお飲み物を選びそれを提供します。

短期入所の場合のサービス提供地域外送迎	・所定の交通費（実費相当）が必要となります。（別途見積もりいたします。）
---------------------	--------------------------------------

【日常生活品費】

日常生活品費とは、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、保険給付の対象となっているサービスとの間に重複関係がないものを指します。具体的には、当施設でご用意させていただいた下に示すものであり、入所者又はそのご家族の希望により、自由な選択に基づいてご使用いただきます。また、クラブ活動等、個別に行うものについての材料費等の教養娯楽費及び外出行事等の費用は別途ご案内いたします。

	種 類（使用用途・使用目安）	金 額
1	バスタオル フェイスタオル （使用目安は1回の入浴あたりバスタオル2枚・フェイスタオル1枚です。）	300円／入浴1回 （バスタオル 120円／枚） （フェイスタオル 60円／枚）
2	除菌オシボリ（手指・整容用） （朝・昼・夕等に使用します。1日の使用目安は4枚です。）	220円／日 （55円／枚）

※タオル類は合計金額が220円を超えた場合でもそれ以上は頂きません。

※シャンプー・ボディソープ・ハンドソープは、施設の物をご使用頂きます。

【文書料】

区 分	文書の種類	手数料の額
診断書	死亡診断書 各種保険・年金等の請求に係る診断書 身体障害者用診断書で複雑な診断書 他施設への診断書	1通につき 5,500円
診療情報提供書	他施設への情報提供書	1通につき 2,200円
証明書発行料	入所証明書等	1通につき 1,100円

【精算方法】

① 自己負担金については、ご利用月料金合計額の請求書及び明細書を、事前にお届けします。該当金額をご利用月の翌月20日までに次のいずれかの方法によりお支払い下さい。

A 自動口座引き落とし（ご指定の金融機関の口座から引き落とします。手数料は当法人が負担いたします。）

B 銀行振り込み（期日までにお振り込み願います。手数料は入所者負担となります。）

② 上記の入所者負担金は、「法定代理受領（現物給付）」の場合について記載しています。「償還払い」となる場合には、いったん入所者が利用料（10割）を支払い、その後市町に対して保険給付分を請求することになります。

9 緊急時等における対応方法

- 施設医師の医学的判断により対診が必要と認めた場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
- 当施設において介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 入所者の心身の状態が急変した場合、もしくは事故発生の場合、施設は入所者が指定する者に対し緊急に連絡をするとともに、状況に応じて該当市町村(保険者)に報告をします。

事故発生時等の担当者	副施設長 宮地 保行
------------	------------

10 苦情等申立先

- 当施設における相談や苦情は、次の窓口で受付を致します。お気付きの点につきましても、玄関ロビーにあります「苦情処理意見箱」をご利用頂くか、職員までご一報下さい。入所者の相談・苦情に対して迅速に対応します。

苦情解決責任者	副施設長	宮地 保行
苦情受付担当者	介護支援専門員	田村 健
	地域支援相談員	田中 節子
相談受付担当者	支援相談員	山口 佳美
受付時間	8:30～17:00 (月～金) ※祝、祭日を除く 上記の時間以外をご希望の場合は、別途ご相談下さい。	
電話番号	0120-465-396 (携帯からの場合 082-508-0223)	
相談場所	老人保健施設チェリーゴード 家族介護教室	

- 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

府中町役場福祉保健部 高齢介護課介護認定係	所在地 広島県安芸郡府中町大通3丁目5-1 電話番号 082-286-3233 fax 番号 082-286-3199 対応時間 8:30～17:15 (土日祝を除く)
広島県国民健康保険団体 連合会介護保険課	所在地 広島市中区東白島町19番49号 電話番号 082-554-0783 fax 番号 082-511-9126 利用時間 8:30～17:15 (土日祝を除く)

※その他、各区役所の介護保険担当部署でも受け付けております。

※別紙をご参照ください。

11 協力医療機関

医療機関の名称	マツダ株式会社 マツダ病院
所在地	広島県安芸郡府中町青崎南 2-15
電話番号	082-565-5000
診療科	総合病院
救急指定の有無	有
契約の概要	入所者等の病状から見て自ら医療を提供することが困難であると認めた時は、当施設から通院又は往診を要請し、これに対して、マツダ病院は夜間及び休日の診療を含めて逐次適切な診療治療にあたる。

12 協力歯科医療機関

名称	医療法人社団 もりうえ歯科医院
院長名	盛植泰照
所在地	広島県安芸郡府中町大須 3-8-56
電話番号	082-283-6633

13 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「チェリーゴード防災計画」にのっとり対応を行います。			
平常時の訓練等 防災設備	別途定める「チェリーゴード防災計画」にのっとり年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を、入所者も参加して実施します。			
	設備名称	個数等	設備名称	
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	9個所
	避難階段	2個所	屋内消火栓	あり
	自動火災報知機	あり	非常通報装置	あり
	誘導灯	28個所	漏電火災報知機	あり
	ガス漏れ報知機	あり	非常用電源	あり
	カーテン布団等は防煙性能のあるものを使用しております。			
消防計画等	消防署への届出日：令和6年1月1日 防火管理者：池田 真純			

14 衛生管理等

- (1) 老人保健施設の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 当施設において感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のために、次に掲げる措置を講じます。

- ①対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底すること。
- ②指針の整備をすること。
- ③従業者に対し、研修及び訓練を定期的実施すること。

15 身体拘束について

当施設は、原則として入所者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、入所者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1)緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、入所者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2)非代替性……身体拘束以外に、入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3)一時性……入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。
- (4)身体拘束に関する担当者を選定しています。

身体拘束に関する担当者	副施設長 宮地 保行
-------------	------------

16 虐待の防止について

当施設は、入所者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1)虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	副施設長 宮地 保行
-------------	------------

- (2)虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3)虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4)従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています
- (5)サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

17 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護老人保健施設の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

18 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間（8:30～20:00）を遵守し、必ずその都度、受付の面会簿にご記入下さい。
外出・外泊	外泊や外出の際には必ず行き先と帰宅時間を職員に申出てください。（居宅への外泊の場合、1月に6日間を限度に一部利用料がかかりますのでご了承下さい）
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにして下さい
危険物の持ち込み	刃物・マッチ・ライター・はさみ・針等、危険物は持ち込まないようお願いいたします。（その他、施設側にて危険物とみなしたものについてはお持ち帰りいただきます）
宗教活動・政治活動	施設内で他の入所者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。
衣類の洗濯について	施設内での洗濯は原則いたしません。入所者ご本人の面会も兼ねて1週間に1度は家族の方に来て頂きたいと思っておりますのでその際に、洗濯物と衣類の交換をして下さい。
持ち物への記名について	施設には多数の入所者がいらっしゃいます。ご利用に際してお持込になる個人の荷物には必ず記名をお願いします。
ペースメーカー誤作動について	施設では、連絡方法の手段として、コードレスを使用しており微弱ではありますが電波が飛び交っております。万が一ペースメーカーの誤作動が置きた場合でも施設は責任を負いかねますことを予めご了承下さい。
療養室の変更	家族の同意の下、療養室の変更をする場合があります。

職員等への贈り物	職員への贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。また、家族以外（同室の療養者の方等）への差し入れもご遠慮下さい
所持品の管理	高価な所持品は盗難、紛失、破損のおそれもありますのでお持込にならないでください。もし、紛失、破損があっても施設は責任を負いません。
現金等の管理	紛失、盗難等のトラブルを避けるため、当施設では「保管」サービスは行っておりません。
入所者への差し入れについて	加齢にともなう、臭覚、嗅覚機能の減退から、食べ物が傷んでいてもわからないことや、個人的な食事制限がある方もいらっしゃいます。加えて、お薬（化粧品を含む）等についても他の方が誤って口に入れたりする可能性もありますので、お手数ですが差し入れの際は職員に声をおかけ下さい。また、療養室には食べ物を置いて帰らないようお願いいたします。
居室周りの清掃	居室周りの清掃は出来る限り行っておりますが、もし汚れ等お気づきになられましたら、掃除にご協力ください。
家族等から当職員に対する威嚇・脅迫等	身元引受人及び家族による、職員に対する威嚇・脅迫行為はいかなる理由であれ容認できません。状況により当該家族の面会禁止、あるいは身元引受人の交代を要求しますが、応じられない場合には入所者に退去していただくことがあります。
暴言・暴力等	他の入所者への暴言、暴力についてはその都度、身元引受人に報告し、必要に応じて改善への協力を要請することがあります。その上で、身元引受人による協力が得られず、改善の見込みがない場合には、入所者ご本人に退去してもらうことがございます。

サービス利用契約に当たり上記重要事項説明書に従って説明を致しました。

令和 年 月 日

(事業者) 所在地 広島県安芸郡府中町柳ヶ丘 20 番 2 号

事業者名 社会福祉法人エフアイジイ福祉会

担当者名

印

理美容料金一覧表

項目	料金
カット	1,600 円
カット 顔剃り	2,200 円
カット シャンプー	2,000 円
顔剃りのみ	1,000 円
シャンプー	1,000 円
カット カラー *	4,700 円
カット カラー 顔そり *	5,300 円
カット パーマ *	5,300 円
カット パーマ 顔剃り *	5,900 円
カット カラー パーマ *	8,500 円
カット カラー パーマ 顔剃り *	9,000 円

* : セット料金となりますので、カットを省かれても同じ金額となります。

※委託先 : カットみどり

老人保健施設チェリーゴード入所利用契約書

第1条（契約の目的）

老人保健施設チェリーゴード（以下「事業所」という）は、要介護状態と認定された入所者（以下単に「入所者」という）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、入所者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供し、一方、入所者は、事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約の目的とします。

第2条（適用期間）

- 1 本契約は、入所者が老人保健施設チェリーゴード入所利用契約書を事業所に提出した時から効力を有します。但し、身元引受人、連帯保証人、代理人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。
- 2 入所者は、前項に定める事項の他、本契約書・重要事項説明書の改訂が行われない限り、初回利用時の契約書をもって、繰り返し事業所を利用できるものとします。

第3条（入所者からの解除）

入所者は、事業所に対しいつでも1週間以上の予告期間をもって、入所利用を解除・終了することができます。

第4条（事業所からの解除）

事業所は、次の各項に該当する場合には、入所者に対して（第1項、第4項については30日間の予告期間を置いて）、この契約に基づく入所利用を解除することができます。

- 1 2ヶ月以上支払いを遅延し、相当期間を定め督促したにもかかわらず故意に支払われない場合。
- 2 入所者の行動が、他の入所者の生命又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ入所者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができない場合。
- 3 入所者が、重大な自傷行為を繰り返す等、自殺を犯す危険性が極めて大きいと認められる場合。
- 4 故意に法令違反その他の重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込がない場合。
- 5 入所者の病状、心身状態が著しく悪化し、事業所での適切な介護保健施設サービスの提供を超えると判断された場合。
- 6 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、事業所を利用していただくことができない場合。
- 7 入所者の暴言、暴力等の行為が、他の入所者に対し、日常的、継続的に恐

怖心や不快な思いを与え、かつ改善に際して、ご家族、身元引受人のご協力が得られない場合。

第5条（利用料金）

- 1 入所者は、事業所に対し、本契約に基づく介護保健施設サービスの対価として「重要事項説明書」の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び入所者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。
- 2 緊急入所等、入所利用者がいまだ要介護認定を受けていない場合は、サービス利用料金をいったん全額支払うものとします。（要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。
- 3 入所者負担金は関係法令に基づいて定められるため、本契約に基づく入所利用期間中に関係法令が改定された場合には、改定後の金額を適用するものとします。
- 4 事業所は、入所者が指定する送付先に対し、利用月料金の合計額の請求書及び明細書を送付し、入所者は事業所に対し、当該合計金額を利用翌月の20日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。

第6条（記録）

事業所は、「サービス提供記録書」等の記録を作成し、サービス提供終了後2年間はこれを適正に保存します。入所者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

第7条（損害賠償）

- 1 事業所は、サービスの提供にあたって入所者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。但し、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。
- 2 入所者の責めに帰すべき事由によって事業所が損害を被った場合、入所者は事業所に対してその損害を賠償するものとします。

第8条（身体拘束）

- 1 事業所は施設サービスの提供に当って、入所者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行いません。
- 2 事業所は緊急やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。また併せて、入所者又はその家族に対して事前に口頭及び文章による説明を行い、文章による同意を得ます。

- 3 施設長を長とするケア検討委員会を随時開催し、緊急やむを得ず行う身体拘束について判断を行うとともに、常にその解消のため検討に努めます。

第9条（緊急時の対応）

- 1 事業所は入所者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認めた場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
- 2 事業所は利用に対し、事業所における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

第10条（虐待防止の対策）

事業者は、入所者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 1 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	副施設長 宮地 保行
-------------	------------

- 2 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- 3 虐待防止のための指針の整備をしています。
- 4 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- 5 サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

第11条（事故発生時の対応）

- 1 事故が発生した場合、予めお知らせいただいている「緊急連絡先」へ速やかに連絡します。また、必要に応じて地方公共団体等関係機関にも連絡します。
- 2 事故の状況及び事故に際して採った処遇について記録します。また、事故を調査した結果に基づいて、ご家族等にその発生状況やその後の対応について事実を十分に説明します。
- 3 入所者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに入所者に対して損害を賠償します。但し、入所者に重大な過失がある場合は、事業者は賠償責任を免除される。もしくは、損害賠償を減額されることがあります。
- 4 施設長を長とする事故対策委員会及び職員研修会を年2回以上開催し、事故の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

第12条（褥瘡発生の防止）

- 1 事業所は施設サービスの提供にあたって褥瘡が発生しないように、適切な介護（体位変換、栄養ケア、身体の清潔、褥瘡予防具の使用等）を行います。
- 2 褥瘡発生の防止のためのケア検討委員会及び職員に対する研修を定期的の実施します。

第13条（感染症対策）

- 1 事業所は施設サービスの提供にあたって感染症や食中毒の予防及び蔓延防止の為に指針を定め、感染症対策ケア委員会を3ヶ月に1回以上、定期的で開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催します。
- 2 感染症対策ケア委員会の結果を職員に周知徹底するとともに、感染症及び食中毒に関する研修を年2回以上実施します。
- 3 感染症や食中毒の発生が疑われる場合は、事業所が定める感染症対策マニュアル及び厚生労働大臣が定める対処手順に沿って対応をします。

第14条（秘密保持）

事業所は、業務上知り得た入所者及び代理人もしくはその家族に関する秘密及び個人情報については、入所者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合を除いて、本契約に基づく入所利用中及び入所利用終了後、第三者に漏らすことはありません。但し、退所後の居宅介護支援事業者、もしくは他施設等との連絡調整等において必要な場合は、関係者以外の者に漏れることがないよう細心の注意を払い、個人情報を使用した会議名、相手方、内容等についての記録を残すことを条件に事業者は個人情報を利用できるものとします。

第15条（苦情対応）

入所者は提供されたサービスに苦情がある場合には、事業所の担当支援相談員、法人内苦情相談窓口、又は市町、国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

第16条（身元引受人）

身元引受人は、次に定める責任を負います。

- 1 緊急の連絡先に関する事。
- 2 入所者の疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するよう協力することとします。
- 3 入所者が疾病等により医療機関に通院及び受診する場合、可能な限り通院介助・付添等を事業所との協議のうえ協力することとします。

- 4 入所者の残置物があった場合、一切の残置物の引き取りをすることとします。引渡しにかかる費用については、身元引受人のご負担いただきます。
- 5 入所者が死亡した場合の遺体及び遺留金品の引き受け、その他必要な措置をすることとします。

第 17 条（連帯保証人）

- 1 連帯保証人は、入所者と連帯して、本契約から生じる入所者の債務を負担するものとします。
- 2 前項の連帯保証人の負担は、極度額 240 万円を限度とします。
- 3 連帯保証人が負担する債務の元本は、入所者又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。
- 4 連帯保証人の請求があったときは、事業所は連帯保証人に対し、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、入所者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

第 18 条（代理人）

入所者は、契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、代理人を選任することができます。

第 19 条（合意管轄）

本契約に基づく入所利用に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じた場合は、広島地方裁判所をもって第一審裁判所とすることを、事業所と入所者はあらかじめ合意します。

第 20 条（契約に定めのない事項等）

この契約に基づく入所利用及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重して、誠意をもって協議します。

個人情報使用同意書

1. 使用する目的

社会福祉法人エフアイジイ福祉会が運営する施設ならびに事業所において、個人情報保護法の規程に従い、厳正なる管理運用することを前提とした個人情報の使用を目的とする。

(1) 介護関係事業所内での情報利用

- ア) 入所者へのサービスを円滑に提供するための利用
支援相談員及び介護支援専門員による連絡調整、その他の連絡調整等
- イ) 所者にかかる事業所管理業務のための利用
入退所等の管理、会計経理、事故報告、介護サービス向上のため
- ウ) 保険事務のための利用
介護保険（請求等目的）、医療保険（受診等目的）
- エ) 家族への心身状況等説明のための利用

(2) 他の関係事業所への情報提供

- ア) 居宅サービス事業所及び居宅介護支援事業所
サービス担当者会議、照会への回答、他事業所との連携
- イ) 医療機関
受診、入院、医療機関との連携
- ウ) レセプト審査機関
レセプト請求、照会への回答
- エ) 保険者
照会への回答等
- オ) 保険会社
損害賠償等に関する相談及び請求等

(3) その他の使用

- ア) 介護サービス向上のための基礎資料としての利用
- イ) 実習生受入れによる閲覧使用 ※使用前には必ず事前確認を行う
- ウ) ホームページ、広報誌への掲載使用 ※使用前には必ず事前確認を行う

2. 使用する期間

契約開始時から契約終了時まで有効とする。

3. 使用にあつての条件

- (1) 個人情報の提供は、1. に記載する目的の範囲内で必要最小限とし、情報提供の際は、関係者以外の第三者に漏れることのないよう細心の注意を払う。
- (2) 個人情報を使用した使途（会議、相手方、内容等）の経過を記録する。

4. 個人情報の定義

個人情報とは、入所者個人及び家族等に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。

5. 同意の内容の変更

同意内容の変更又は解除の申し出があった場合、本個人情報使用同意書の契約内容を直ちに変更又は解除することができる。

以上

私（入所者、その家族等及び身元引受人）の個人情報については、上記記載するところにより、必要最小限の範囲で以下の項目について使用することに同意します。

上記1. (1) 介護関係事業所内での情報利用

上記1. (2) 他の関係事業所への情報提供

上記1. (3) その他の使用 ア) 介護サービス向上の為の基礎資料としての利用

上記1. (3) その他の使用 イ) 実習生受入れによる閲覧使用

上記1. (3) その他の使用 ウ) ホームページ、広報誌へ写真等掲載使用

見守り対策機器の設置について

社会福祉法人エフアイジイ福祉会高齢者総合サービスセンターチェリーゴードでは、見守り対策に関するカメラ・人感センサーの使用を下記の内容で行います。

記

1. カメラの使用について

(1) 使用目的

入所者の安全と事故予防等、事故発生時の早期発見のため

(2) 使用方法

①設置場所 カメラ 正面出入口、廊下、食堂（ダイルーム）、居室（必要に応じて）

②確認方法 モニター・スマホなどの専用機器にて各ステーションで確認

(3) データの保管期間

1ヵ月

(4) 映像の利用目的

①映像の利用は、使用目的の範囲で行います

②映像から知り得た情報の使用等については個人情報保護規定に準じます

2. 人感センサーの使用について

(1) 使用目的

入所者の安全と事故予防、事故発生時の早期発見のため

(2) 使用方法

①設置場所 徘徊・転倒等リスクが高い入所者の居室

②通知方法 当施設内のナースコール連動にて職員 PHS・専用機器へ自動通知

以上

この契約締結に伴い、「重要事項説明書」「利用契約書」「個人情報使用同意書」「見守り対策機器の設置について」について事業者は入所者に説明を行い、双方合意するとともに一部ずつを所持し、上記のとおり契約を締結しました。

令和 年 月 日

契約者（入所者） 住所 _____

氏名 _____ 印

電話 _____

代筆者 氏名 _____ (続柄)

連帯保証人 住所 _____

氏名 _____ 印

電話 _____

家族又は身元引受人 住所 _____

氏名 _____ 印

電話 _____

代理人 住所 _____

(代理人がいる場合記入)

氏名 _____ 印

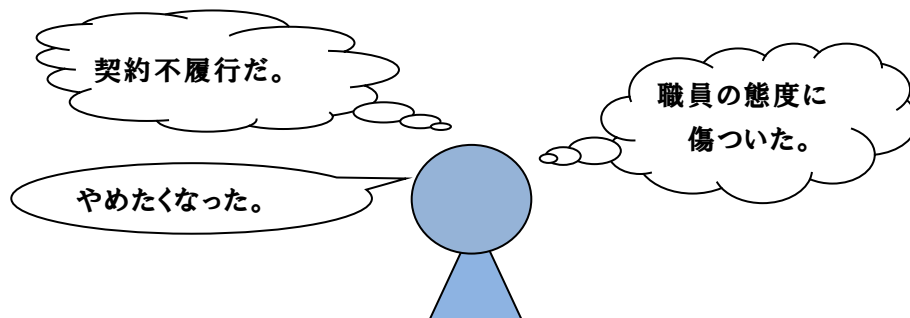
電話 _____

事業者 広島県安芸郡府中町柳ヶ丘 20 番 2 号
社会福祉法人エフアイジイ福祉会
理事長 石田 晃司 印

苦情解決相談のご案内

当施設では、福祉サービスを安心して利用いただくために苦情相談窓口体制を整備しております

みなさまの苦情や要望をお聞かせ下さい。



苦情受付担当者	苦情解決責任者	第三者委員
介護支援専門員 田村 健 連絡先 082-508-0223 0120-465-396	副施設長 宮地 保行 連絡先 082-508-0223 0120-465-396	飯田 誠 連絡先 082-282-2427 松本 拓也 連絡先 082-258-2110

お気軽にご相談下さい！

苦情受付業務のながれ

